

松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下における、公共交通事業者の、本市公共交通の安定的な運行の確保継続に対する取り組みを支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定は除く）を経営する者をいう。
- (3) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ第4号に該当する事業者とする。

- (1) 松戸市内を運行する系統を有するバス事業者
- (2) 松戸市内に事業所を有する法人又は個人タクシー事業者
- (3) 松戸市内を運行する鉄道路線を有する鉄道事業者のうち、市長が指定する日時点で、国土交通省が公表している地域鉄道事業者
- (4) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与しているものが松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援対象事業及び支援金の額)

第4条 支援の対象事業は、市長が指定する日時点での、松戸市内における公共交通運行事業とする。

- (1) バス事業者 松戸市内を運行する路線バスの系統数に20万円を乗じた額
- (2) タクシー事業者 事業者が保有する車両数に5万円を乗じた額
- (3) 鉄道事業者 500万円

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金申請額計算書(様式第2号)
- (3) 松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金交付請求書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、支援金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第6条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 支援金を受けることが不適切と認められる事実があったとき。
- (2) 支援金を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

この要綱の改正は、令和3年9月17日から施行する。